

## 食物アレルギー対応手順における課題事項等について

### ○面談における確認事項について（対応方針：P.4～5）

特に単独調理校の共同調理場への移行にあたり、各校での保護者との個別面談にて確認すべき事項を統一し、どの学校でも同じ食物アレルギー対応が実施できるようにする必要がある。

### ○ごく微量で反応が誘発される可能性がある場合への対応について（対応方針：P.8）

文部科学省の対応指針に沿った記載とする必要がある。また、面談者の裁量の余地が大きい内容のため、学校ごとに対応に差異が生じないように市の基本的な方針を明示したほうがいいのではないかと。

### ○1年以内にアナフィラキシーショックを発症した児童への対応について（方針：P.8）

一部について学校生活管理指導表などの医師の診断に基づき食物アレルギー対応を決定するという原則から外れた運用となっていることから、整理が必要ではないかと。

### ○食物アレルギー児童の把握について（対応方針：P.10）

児童生徒の食物アレルギーの事前確認について、学校ごとに確認方法に差があることから全校で統一するべきである。また、中学校での食物アレルギー対応の開始にあたり、情報把握に漏れが生じないように小学校から中学校への情報の引継ぎが必要ではないかと。

### ○保護者とのアレルギー対応食の確認方法（対応方針：P.12）

学校や保護者が確実に円滑にアレルギーチェックができるような書類を市が作成・提供する必要がある。特に初めて食物アレルギー対応を開始する中学校では、教員に経験値がないので、誰でも確実にチェックができるような書類や手順とするべきである。

### ○学校での対応（対応方針：P.14）

「学校アレルギー事故を100%防止するために」に沿った安全なアレルギー対応が円滑に実施できるように必要な書類や対応の流れを整理していく必要がある。

### ○食物アレルギー対応の解除（対応方針：P.16）

一部について学校生活管理指導表などの医師の診断に基づき食物アレルギー対応を決定するという原則から外れた運用となっていることから、整理が必要ではないかと。

### ○対応食品以外を原因とする食物アレルギーへの対応（対応方針：記載なし）

対応食品以外を原因とする食物アレルギーへの対応について、対応方針に特に規定がないことから、安全・安心な対応ができるように、記載を追加するべきである。